

# 郵政株式上場に関する提言

2015（平成27）年6月17日

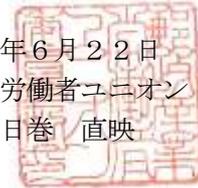
郵政産業労働者ユニオン

郵政事業研究会

東京証券取引所  
代表取締役社長 宮原幸一郎 様

## 日本郵政グループの株式上場にあたっての要請書

2015年6月22日  
郵政産業労働者ユニオン  
委員長 日巻 直映



私たちは、郵政産業労働者ユニオン（略称：郵政ユニオン）といい、全国の郵便局およびその関連職場・団体に雇用されている労働者で構成する労働組合です。北海道から九州まで9つの地方本部、120支部を有しています。

日本郵政株式会社は、昨年12月に「日本郵政グループ3社の株式上場について」を発表し、今年の3月31日には東京証券取引所に自社及び金融子会社2社の3社同時上場の予備申請を行いました。

そして、6月24日に開催される株式会社ゆうちょ銀行と株式会社かんぽ生命保険の株主総会、26日の日本郵政株式会社の株主総会終了後には正式に株式上場申請を行う予定です。

日本郵政グループ3社の株式上場にあたっては、その審査基準として、経営の継続性・収益性だけでなく、事業の健全性や内部管理体制（ガバナンス）が厳しく審査されることとなります。すでに、東京証券取引所から懸念が表明されているように、金融子会社2社が、いつ、どんなプロセスで離脱していくのか、グループに残る郵便、物流事業などを軸にどういった成長戦略を描くのかなど、プライシングの前提となる重要な情報の適切な開示は最低限必要です。加えて、日本郵政グループの収益の大半を金融子会社2社が占めていながら、金融子会社2社の株式を同時に上場することによって郵政のユニバーサルサービスや郵政労働者の雇用・労働条件への影響も懸念されます。

こうした点も踏まえ、郵政ユニオンは、日本郵政株式会社が発表した「日本郵政グループ3社の株式上場」について郵政事業研究会（郵政ユニオン・学者・弁護士の研究組織）と共に調査・研究を行い、「株式上場に関する提言」をまとめました。この提言に基づき、東京証券取引所に対し、以下通り要請します。

### 記

1、現在、日本郵政株式会社は営業収益の大半を金融2社の配当金に依存しています。また、日本郵便株式会社は、金融窓口事業の営業収益の81.25%を金融2社からの委託業務手数料で得ています。金融2社の上場は、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社が法律で義務付けられているユニバーサルサービスの確保に大きな影響を与えることとなります。また、企業の継続性及び収益性、企業経営の健全性からみても問題があります。したがって、日本郵政グループの中核の子会社である金融2社の上場は、金融ユニバーサルサービスの確保の観点からも投資家保護の観点からも認めないで頂きたい。

2、株式上場にあたっては企業のコーポレートガバナンスが適切に整備・機能しているかが問われます。現在、日本郵政グループ会社においては、①パワハラ・セクハラ事件②非正規雇用労働者の解雇事件、③正社員と非正社員との待遇差別是正裁判、④不当労働行為事件など裁判や労働委員会の場合で30件を超える争いが続いています。こうした点からも株式上場申請を認めないで頂きたい。

以上

連絡先：郵政産業労働者ユニオン  
東京都豊島区上池袋2-34-2  
☎03-5974-0816

# 郵政株式上場に関する提言

2015（平成27）年6月17日

郵政産業労働者ユニオン

郵政事業研究会

## 1 上場の構想

日本郵政株式会社は、2015年度半ば以降、政府による日本郵政株式会社の株式の売出し・上場にあわせ、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の金融2社の株式についても、同時に売出し・上場することを目指している。

その構想は、日本郵政株式会社の具体的な売却比率は、東京証券取引所と新規上場時の流通株式比率に関する特例制定について調整のうえ、有価証券届出書の提出時に公表するとしている。

金融2社(ゆうちょ銀行、かんぽ生命)の株式は、金融2社の経営の自由度拡大、グループの一体性や総合力の発揮等も視野に入れ、まずは、保有割合が50%となるまで、段階的に売却していくとしている。

また、金融2社株式の売却による日本郵政株式会社の収入については、今後の日本郵政グループの企業価値及び株式価値の維持・向上のために活用していく方針となっている。

(注) 日本郵政グループ3社の上場に係る特例

- (1) 日本郵政株式会社については、上場株式数が発行済株式数の50%以上となることを要しないものとする。
- (2) 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については、流通株式に係る基準(市場第一部への直接上場の場合は35%)を適用しないものとする。

## 2 上場の実質基準からみた問題

### (1) 基準

上場にあたっては、実質審査基準として、次の5点が指摘されている。

- ① 企業の継続性および収益性  
継続的に事業を営み、かつ安定的な収益基盤を有していること
- ② 企業経営の健全性  
事業を公正にかつ忠実に遂行していること
- ③ 企業のコーポレート・ガバナンスおよび内部管理体制の有効性  
コーポレート・ガバナンスおよび内部管理体制が適切に整備され、機能していること
- ④ 企業内容等の開示の適正性  
企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること
- ⑤ その他公益または投資者保護の観点から取引所が必要と認める事項

### (2) 基準からみた問題状況

この5点の実質審査基準からみた場合、郵政の株式上場については、つぎの問題状況が指摘できる。

- ① 収益減基調に対する厳しいチェック

まず、重要なことは、日本郵政株式会社の事業が、次のとおり、明確な収益減の基調であるということである。

表 ①日本郵政グループ年度別業績推移（単位十億円）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
経常収益	17,469	16,661	15,849	15,240	14,258
経常費用	16,512	15,485	14,624	14,137	13,143
経常利益	957	1,177	1,225	1,103	1,115
当期純利益	419	469	562	479	482

出所：日本郵政グループのディスクロージャ誌から

表② 日本郵政株式会社業績（単位：十億円）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
営業収益	306	272	288	272	251
営業費用	165	126	154	127	105
営業利益	141	146	133	146	147
経常利益	143	147	136	148	149
当期純利益	154	155	151	155	131

出所：日本郵政の決算の概要などから

収益減の基調が継続する場合、問題は、上場後において、赤字決算となる可能性を有していることである。通常は、積極的な将来計画が求められるとしているが、安易な将来計画で基準達成とされるべきではなく、そもそも、継続する収益減の基調の事態をどうみるのか、十分な分析が必要とされる。特に、働く労働者にとっては、過度な合理化が強要されることにより、雇用・労働条件が悪化することが危惧され、ひいては、国民全体にとっても、郵便事業サービス低下の将来が危惧されることとなる。

## ② 金融2社上場による郵政本体への重大な影響

日本郵政の収益の特徴は、日本郵政グループの経常利益の大半が傘下の金融2社によってもたらされていることである。

表③日本郵政グループの収益状況（単位：億円）

	2015年3月期の経営成績					
	経常収益	シェア	経常利益	シェア	純利益	シェア
日本郵政	2,553	1.66%	1,492	12.09%	1,311	21.94%
日本郵便	28,403	18.51%	220	1.78%	154	2.58%
ゆうちょ銀行	20,781	13.54%	5,694	46.15%	3,694	61.81%
かんぽ生命	101,692	66.28%	4,931	39.97%	817	13.67%
単純合算	153,429	100.00%	12,337	100.00%	5,976	100.00%
連結修正後	142,588		11,158		4,826	

出所：日本郵政グループ2015年3月期決算の概要などから

また、日本郵便の収益の大半は窓口業務に由来していることである。

表④ 郵便局金融窓口業務の年度別業績（単位：十億円）

年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
営業収益	1,256	1,208	1,187	1,183	1,184
郵便窓口業務手数料	204	183	175	176	178
銀行代理業務手数料	632	619	609	607	602
生保代理業務手数料	402	384	378	367	360
その他の営業収益	18	22	24	33	43
金融2社の占める割合	82.32%	83.03%	83.15%	82.23%	81.25%

出所：日本郵政グループの決算の概要などから

（注）2015年3月期決算より

郵便・物流業務 ー103億円

窓口業務 209億円

そして、この窓口業務収益の大半は金融2社からの業務委託手数料であり、その比率は、2014年度では81.25%を占めている。

このような経営状況のもとで、「日本郵政株式会社が保有する金融2社の株式については、その全てを処分することを目指し、両社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役割の確保等を勘案しつつ、できる限り早期に処分する。」（郵政民営化法第62条）とされており、この法律の規定どおり、実施されて、金融2社が、日本郵政から独立された場合、日本郵政株式会社は、赤字決算となるということである。

### ③ 非正規労働者の増加と頻発する裁判事案等の係争

実質基準の「企業経営の健全性」、「企業のコーポレート・ガバナンスおよび内部管理体制の有効性」からみた問題として、19万6000人という非正規労働者を前提とした事業経営の問題状況が指摘できる。

郵政職場では、公社化以降、正社員の削減とともに非正規労働者が急増した。日本郵便株式会社での非正規雇用比率はじつに49%に達している。非正規労働者は、一時的・補助的業務ではなく常態的・基幹的な業務にたずさわって、正社員と同じ仕事に従事している。その一方で、年収ベースでは3分の1、その他諸手当や休暇面で正社員との間で大きな格差を生じさせている。先に施行されている改正労働契約法20条は、有期契約と無期契約との間で期間の定めがあることを理由に労働条件に不合理な差をつけることを禁じている。すでに東京と大阪でこの労働契約法20条を根拠に格差の是正を求めた裁判が始まっている。人件費コストを削減するために非正規労働者の拡大を行ってきた経営のあり方を放置したまま株式上場がなされるべきではない。事業の公正性の問題として検討されなければならない。

毎年次厚生労働省より発表される「労働災害動向調査」において「郵便業」（主に日本郵便を指す）は度数率（災害発生の頻度）で常に高止まりしており直近の公表結果（平成25年）において事業所規模100人以上の全調査企業平均1,58を大きく上回り4,86と労災最多発企業の実情を示している。日本郵便本社発表によれば2014年4月～2015年1月の重大労災件数の7割が非正規労働者ともされている。労働者の安全を大きく損ない、費用負担を増大させているだけでなく、一般市民の被害にもつながるこうした実情は重大な問題と指摘できる。

上場にあたって、裁判事案等の係争案件について、審査される。現在、労働案件だけでも、別紙のとおり、裁判や労働委員会等で多くの争いが継続している。上場にあたっては、これら、

係争案件を解決することは、「コーポレート・ガバナンスおよび内部管理体制が適切に整備され、機能していること」とされるためにも必要である。

### 3 子会社上場の問題

郵政の株式上場にあたっては、金融2社の子会社の上場問題がある。子会社の上場については、新規上場申請者の企業グループの経営活動が、当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められることが必要とされる。金融2社は、東京証券取引所の規定する「中核子会社」であり、親会社との関係は、十分に検証されなければならない。

#### ※資料1 中核的な子会社の上場についての通知(平成19年10月29日)

中核的な子会社の子会社上場は、証券市場において実質的には新しい投資物件であるとは言えず、また、上場している親会社企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて新規公開に伴う利得を二重に得ようとしているのではないかと考えます。

このような状況から、例えば、事業ドメイン（事業目的・内容・地域等）が極めて類似している子会社や、親会社グループのビジネスモデルにおいて、非常に重要な役割を果たしている子会社、親会社グループの収益、経営資源の概ね半分を超える子会社などのいわゆる中核的な子会社の上場については各企業グループ、子会社の事業の特性、事業規模、過去の業績の状況、将来の収益見通し等を総合的に勘案しながら、慎重に判断していくこととします。

（経常利益でゆうちょ銀行；53.6%、かんぽ生命；14.1%）

### 4 不可欠なユニバーサルサービス

#### (1) 保持されるべきユニバーサルサービス

郵政事業のユニバーサルサービスは、次のとおりとされている。

- ① 対象となる役務
  - i 郵便の役務
  - ii 簡易な貯蓄、送金および債権債務の決済の役務
  - iii 簡易に利用できる生命保険の役務
- ② 提供条件
  - i 利用者本位の簡便な方法
  - ii 郵便局において一体的に
  - iii あまねく全国において公平に利用できるようにすること

#### (2) 金融ユニバーサルサービスの義務付け

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対して、これまでの郵便業務に加え、預金・保険の基本的サービスも郵便局において一体的に提供する責務を課すとしている。このため、(i)日本郵便株式会社による郵便局のあまねく全国への設置義務及び銀行・保険窓口業務契約の内容の総務大臣への届出、(ii)郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっての公益性及び地域性の十分な発揮、(iii)政府が郵政事業に係る基本的役割の確保のために必要な措置を講ずることを規定する。

(注) 金融ユニバーサルサービスは、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命には法的に義務付けられていない。

(3) 金融2社上場によるユニバーサルサービスの確保との関係

日本郵政は収益の大半を金融2社の収益に依存していること。また、日本郵便は、窓口の収益の大半を金融2社からの委託業務に追っていることから、金融2社の上場は、日本郵政及び日本郵便が法律で義務付けられているユニバーサルサービスの確保に大きな影響を与えることになる。

表⑤日本郵政の損益計算書 2015年3月31日現在（単位：百万円）

	2012年度	2013年度	2014年度
営業収益合計	265,304	272,988	251,919
(関係会社受入手数料)	10,317	10,348	11,449
(関係会社受取配当金)	105,353	131,253	119,517
(受託業務収益)	65,092	52,541	47,482
(貯金旧勘定交付金)	27,009	22,069	18,967
(医業収益)	25,252	24,902	24,137
(宿泊事業収益)	32,278	31,874	30,365

出所：日本郵政の2015年3月期連結財務諸表の概要から

※資料2 郵政民営化法一部改正(2012年)の国会審議における質疑等

ユニバーサルサービスの確保については、国会においても、次のとおり、審議されている。

i 金融2社上場による業務委託手数料への影響

民営化当初から直営店(現在、ゆうちょ銀行233支店、かんぽ生命79支店)を設置するというビジネスモデル(西川社長当時)となったことが挙げられる。直営店の設置は、銀行経営等の観点からは当然かもしれないが、郵政民営化関連法案の審議中に竹中郵政民営化担当大臣(当時)等から示された「郵便貯金銀行というのは窓口を持たない非常に特殊な銀行だ」というビジネスモデルとは明らかに異なる。ビジネスモデルの変更により、移行期間終了後は金融2社は直営店のみで営業する可能性も出てくる。少なくとも採算性の低い郵便局へ業務委託をしない可能性が高くなる。直営店で営業する場合と異なり、郵便局株式会社に業務委託する場合は、業務委託料及びこれに対する消費税が必要となるからである。他方、金融2社からの業務委託料がなくなれば、営業収益の83%を(平成24年3月末現在)金融2社からの業務委託料が占める郵便局株式会社の経営に影響を与え、郵便局ネットワークの維持も困難になることが懸念される。

以上の指摘に対して、発議者から、「郵政民営化後、金融ユニバーサルサービス維持について現行法のままでは懸念が生じたことは間違いのない事実であるとの認識が示され、日本郵政株式会社と日本郵便株式会社に金融ユニバーサルサービスを提供する法律上の責務を課すことにより、将来、金融2社の全ての株式が処分された場合であっても、金融ユニバーサルサービスの提供をしっかりと確保することとしている」との説明がある。

ii 金融ユニバーサルサービスのコスト負担

発議者からは「金融ユニバーサルサービスのコストは、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、金融2グループが負担する」との答弁があった。

金融2社が日本郵便株式会社に支払う業務委託料は、事務費用、営業戦略等を勘案して算定されるが、手数料水準について意見が相違した場合は、日本郵政株式会社が対応することになる。また、①銀行・保険窓口業務契約の届出制、②日本郵便株式会社の事業計画の認可制を通じて

委託手数料が適切か否か総務省がチェックする仕組みを講じている。

### iii 金融2社の全株式処分と金融ユニバーサルサービスの確保との関係

郵政改革3法案(2010年民主党政権のもとで当初提出、廃案)では、金融ユニバーサルサービスを確保するため「株主総会で特別決議、例えば定款変更を阻止することが可能となるよう、日本郵政株式会社がゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式の3分の1を保有する仕組みとなっていた。しかし、本法律では、「日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役割の確保の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとする」と規定されている(郵政民営化法第7条2項)。これにより、日本郵政株式会社が金融2社の全株式を処分した場合、金融ユニバーサルサービスが確保されなくなるのではないかと懸念が表明された。

これに対し、発議者から、金融2社の株式処分については、一義的には日本郵政株式会社の経営判断によるが、その際に考慮事項として想定されることは、①金融2社の経営判断やその後の経営見通し、②金融ユニバーサルサービス確保の見通し、③株式市場の動向、④政府による日本郵政株式会社の株式処分の動向、⑤日本郵政株式会社や日本郵便株式会社の経営状況であり、金融ユニバーサルサービスの確保に支障がないように株式を処分しなければならないことが示された。また、日本郵政株式会社は金融2社の株式の処分の時期・量などについて特殊会社として一定の説明責任が求められるとの答弁があった。金融2社の全株処分が想定される場合として、発議者から、①金融2社以外の銀行及び保険会社を関連銀行・関連保険会社とする場合、②金融2社の株式の新たな株主が日本郵政株式会社の出資を受けた関連会社である場合など、金融ユニバーサルサービスの責務を果たすうえで支障がないと日本郵政株式会社が判断しえる場合が挙げられた。

これに関し、①日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の関連会社が金融2社の株式会社を3分の1超保有することにより金融ユニバーサルサービスを確保することも可能である、②日本郵政株式会社が処分した金融2社の全株式を日本郵便株式会社が取得することも可能であるとの答弁が発議者からあった。

### iv 参議院総務委員会(平成24年4月26日)の付帯決議 (抜粋)

二 金融二社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融二社の株式経営状況、ユニバーサルサービスの確保に係る責任の履行への影響等を勘案しつつ、できるだけ早期に、処分するものとするとの規定に基づき、日本郵政株式会社がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること。・・・

## 5 東京証券取引所からの懸念

東京証券取引所は、持株会社の日本郵政は、グループの収益の大半を金融子会社2社が占めていながら、将来的には金融子会社2社がグループを離脱することが法律で調われており、いつ、どんなプロセスで離脱していくのか、グループに残る郵便、物流事業などを軸にどういった成長戦略を描くのかなど、プライシングの前提となる重要な情報の適切な開示は最低限必要である、としている。ここで提起されている懸念は、単にプライス上の問題であるにとどまらず、親会社、子会社上場全体に関わる本質的事項である。

### ※資料3 東京証券取引所 CEO 記者会見

内外の過去の例を見れば、上場後に株価が下落して上場時に取得した投資家が損失を被ったり、逆に上場後に株価が高騰して「国民の財産の安売り」と議会で問題視されるといった事態も起きております。このように後世に禍根を残してしまうと、せっかくのチャンスが、ピンチともなりかねませんので、こうした事態を避けるため、適正な企業価値の評価、つまりプライシングが非常に重要です。

今回の日本郵政グループ3社の上場に関して言えば、このプライシングがこれまでよりも難しいという問題があると思います。具体的に申し上げます、特に持株会社の日本郵政については、グループの収益の大半を金融子会社2社が占めていながら、将来的には金融子会社2社がグループを離脱することが法律で調われています。

したがって、いつ、どんなプロセスで離脱していくのか、グループに残る郵便、物流事業などを軸にどういった成長戦略を描くのかなど、プライシングの前提となる重要な情報の適切な開示は最低限必要であります。同時上場とはいえ、子会社の価格が決まらなると持株会社の価格をつけにくいといった事情もあると思います。

JPX といったしましては、日本郵政その他の関係者の皆様に対して、適切なプライシングや徹底した情報開示など、適切な対応を強くお願いしたいと考えております。

## 6 株式上場にあたっての提言

### 1、金融2社の株式上場の中止を

- (1) 金融2社の株式処分については、①金融2社の経営判断やその後の経営見通し、②金融ユニバーサルサービス確保の見通し、③株式市場の動向、④政府による日本郵政株式会社の株式処分の動向、⑤日本郵政株式会社や日本郵便株式会社の経営状況、などが考慮されなければならない。

現在、日本郵政は営業収益の大半を金融2社の配当金に依存している。また、日本郵便は、金融窓口事業の営業収益の80%以上を金融2社からの委託業務手数料で得ている。金融2社の上場は、日本郵政及び日本郵便が法律で義務付けられているユニバーサルサービスの確保に大きな影響を与えることになる。

また、東京証券取引所も「持株会社の日本郵政については、グループの収益の大半を金融子会社2社が占めていながら、将来的には金融子会社2社がグループを離脱する」「どんなプロセスで離脱していくのか、グループに残る郵便、物流事業などを軸にどういった成長戦略を描くのかなど、プライシングの前提となる重要な情報の適切な開示は最低限必要で」「子会社の価格が決まらなると持株会社の価格をつけにくい」と、懸念を表明している。

したがって、日本郵政グループの中核的子会社である金融2社の上場は、金融ユニバーサルサービスの確保の観点からも投資家の観点からも行うべきでない。

- (2) 我が国は、郵便事業の創業(1871年)以来、郵便物集配の拠点である郵便局を全国津々浦々に設置するとともに、その局舎を活用して、金融サービスを低コストで広く国民大衆に提供してきた。郵便事業の有する人的、物的な資源を郵便事業だけでなく、金融サービス事業に活用することでシナジー効果を発揮し、国民経済の発展に大きく寄与してきた。

我が国と同様、西欧諸国においても、郵便事業が金融サービス事業を包含して運営されてきたことから、郵便事業と金融サービスの一体提供は経済合理性を有することは明らかである。

従って、まず第1に、金融2社の個別上場によって引き起こされる事業分断によるシナジー効果の低下によって、国民の財産である日本郵政グループ全体の企業価値が毀損させられることが懸念される。現在、親会社の日本郵政の下で、金融2社は、窓口業務を担う日本郵便株式

会社と協力して、日本郵政グループ全体の事業発展のために経営を行っているが、金融2社の個別上場によって、今後、こうした協調、協力関係が分断されることが懸念されることである。

また、日本郵便株式会社への業務委託手数料を巡って、親会社日本郵政株式会社と金融2社との利益相反が引き起こされることも問題である。

第2に、金融2社の上場が、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に課されている金融ユニバーサルサービスにマイナスの影響を与える懸念である。

人口減少等を背景に、地域金融機関の再編統合が進んでいるが、こうした統廃合による地域の金融窓口の減少がもたらす、地域経済への負の影響が懸念されている。こうした中、全国的なネットワークを有する日本郵政グループの金融ユニバーサルサービスは、地方再生に寄与するものと期待されている。

日本郵政グループは、全国的ネットワーク維持のために、相当の「ユニバーサルサービスコスト」を支出しているとみられる。ユニバーサルサービスコストは、税による補填が妥当との見解もあるが、現行は、金融2社からの業務委託手数料によってこうしたコストが実質的に補てんされている。今後、金融2社上場によって、金融2社の株主からの業務委託手数料引き下げ圧力が強まってくることが予想されることから、金融ユニバーサルサービス提供への負の影響が懸念される。

## 2、金融2社株式100%上場の法律改正を

少なくとも、日本郵政は金融2社の株式を50%以上もたないと、日本郵政株式会社と日本郵便株式会社の経営は成り立たないことが明らかとなっている。100%上場は、日本郵政事業上ありえないことであり、金融2社の株式上場を、「全て処分することを目指し」とされ、「できる限り早期に処分する」とされている法律を見直すべきである。

日本郵政株式会社については、その収益の大半を金融子会社2社に依拠しているながら、将来的には金融子会社2社がグループを離脱することが法律で調われていることから、グループ3社の適正価格算定が困難で、投資家に不測の損害を与えることが懸念されることである。

## 3、ユニバーサルサービスの制度的保障を

日本郵政グループは、全国的ネットワーク維持のために、相当の「ユニバーサルサービスコスト」を支出している。現在、ユニバーサルサービスコストは金融2社からの業務委託手数料によって維持されているが、ユニバーサルサービスについては単にコストを負担させるということにとどまらず、ユニバーサルサービスを確保するための制度的保障が必要である。

## 4 金融2社の上場についての十分な情報開示を

金融2社の上場にあたっては、投資家保護及び金融ユニバーサルサービスの確保に資するため、上場に関する有価証券届出書及び目論見書に日本郵政株式会社及び金融2社の役割、規制を明記記載させること。

特に、日本郵政株式会社は金融2社の株式の処分の時期・量などについての説明責任が重要である。そのことは、国会でも、金融2社の株式の処分の時期・量などについて特殊会社として一定の説明責任が求められるとの答弁があり、合理的な説明、プランを開示する必要がある。

前項で述べた通り、日本郵政グループの企業価値の源泉は、郵便事業と金融事業との一体的運営によるところが大である。金融2社の個別上場にとって、各社の独立性は必要であるが、一方で、日本郵政グループの発展を展望すると、グループ各社の協力・協調は欠かせない。

従って、グループ各社の協力・協調を基にした日本郵政グループの健全な成長に向けて、少

なくとも、日本郵政株式会社が金融2社の株式の過半を保有し続けることは合理的である。

また、日本郵政グループは、「郵便事業」、「金融事業」及び「保険事業」を営む公益的な色彩の強い会社である。

従って、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の上場に関する有価証券届出書及び目論見書に、郵便と金融ユニバーサルサービスの提供など、日本郵政株式会社及び金融2社の役割及び関連する規制を明記し、投資家が、日本郵政グループ各社の公益的な役割を正しく理解した上で株主となることが、日本国民、日本郵政グループ、従業員など関係者全ての利益にとって重要である。

#### 5、郵政非正規労働者問題の解決を

日本郵政の株式上場にあたって、19万6000人という非正規労働者の処遇を、正社員化する等改善し、少なくとも正規労働者との差別を撤廃することが必要であり、解決に向けた労使交渉を開始しなければならない。

#### 6、現在争われている裁判事例の解決を

現在係争中の事件について、解決して、上場に臨むべきである。

#### 7 株式保有構成は、国内安定株主の確保を

郵政事業の資産は、国民の共有財産である。また、郵政事業の在り方は、この国の在り方に深くかかわっている。

改正郵政民営化法参議院附帯決議は、「これらの株式が国民全体の財産であることに鑑み、その処分に当たっては、ユニバーサルサービスの確保に配慮し」「広く国民が所有できるように努めること」としている。外国ファンドや大口機関投資家から国民の財産を守り、将来にわたってユニバーサルサービスを確保するために株式保有構成が検討されるべきである。

郵政産業労働者ユニオン  
〒170-0012  
東京都豊島区上池袋 2-34-2  
TEL 03-5974-0816  
FAX 03-5974-0861  
<http://www.piwu.org/>